



建住第224号
令和元年7月9日

一般社団法人岩手県建築士事務所協会会長 様

岩手県県土整備部建築住宅課総括課長



建築基準法施行条例の一部を改正する条例の施行について

建築基準法施行条例の一部を改正する条例（令和元年岩手県条例第11号）については、令和元年7月9日をもって公布され、附則の定めるところにより、令和元年10月1日から施行されることとなりました。

つきましては、この条例の施行が円滑に行われるよう、関係者に対する周知をお願いします。

記

1 改正の趣旨

敷地と道路との関係についての制限の対象となる特殊建築物の範囲を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 敷地と道路との関係についての制限の対象となる特殊建築物の範囲を、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものから200平方メートルを超えるものに改めること。（第4条関係）

3 施行期日等

(1) この条例は、令和元年10月1日から施行すること。（附則第1項関係）

※罰則の適用につながる規定の改正であることから、制度の円滑な運用のため一定の周知期間を設けることとするもの。

(2) この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。（附則第2項関係）

※この条例による改正前の条例第4条の規定に違反した者に対しては、なお従前の例により処罰しようとするもの。

担当：建築指導担当 高橋
電話：019-629-5935
E-mail：takahashi-manabu@pref.iwate.jp